瑞宝双光章を授けるる（各通）（十二月十二日）　関井　亘

瑞宝単光章を授けるる（以上十一月十日）　田中　淳楚

瑞宝双光章を授けるる　柳田　敏夫

瑞宝単光章を授けるる（以上十一月八日）　森　博和

瑞宝双光章を授けるる（各通）　米村　静也

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上十一月六日）　新倉　操

瑞宝双光章を授けるる（各通）　木全　雅夫

瑞宝小綬章を授けるる（各通）　大眉　靖

瑞宝双光章を授けるる（各通）　今藤　隆一

瑞宝中綬章を授けるる　新倉　操

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上十一月六日）　中塚　弘

瑞宝双光章を授けるる（各通）　本橋　昭雄

瑞宝小綬章を授けるる（各通）　網中　昭

瑞宝双光章を授けるる（各通）　松浦　眞行　松本　一夫　八城　孝博　谷本　孝司

瑞宝小綬章を授けるる（各通）　朝日　重晴　大橋　祥治　飯島　敏雄　遠藤　芳昭　佐野　誠武

（国立大学法人職員）　田中　保男　野田　悌揚　大場　孝夫　加藤　武

瑞宝単光章を授けるる（以上十一月四日）　神田　英一　黒瀬　悌揚　井田　修二　岩井　勇一

瑞宝双光章を授けるる（各通）　田代　栄一　徳田　利雄　大井　平　河原　哲雄　池沼　隆夫　今井　建樹　成瀬　正夫　松本　義則　藤原　夫　山口　惠久　中島　好睦　内本　知二　竹榎　康

（神戸商科大学名誉教授）　渡部　浩太郎

瑞宝小綬章を授けるる　甲斐　縮雄

瑞宝双光章を授けるる（各通）　百瀬　達夫　塚平　泰通　糀谷　謙司　渕　定蛇　望月　嘉之　木村　逸夫　小島　信男

（熊本県錦町公立学校長）　宮下　嶋田

瑞宝大綬章を授けるる　根來　泰周

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上十一月四日）　中川　邦昭

瑞宝双光章を授けるる（各通）　藤田　正明　川上　和雄　田中　政夫　松尾　市郎　松桑村　正守

瑞宝単光章を授けるる（各通）（以上十一月五日）　新井　宏朋

（山形大学名誉教授）

官報号外

官庁事項

境港地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第８項の規定に基づき、鳥取県知事及び境港市長に対し境港地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止を要求したので、同法第19条の３第10項の規定に基づき、公表する。

平成 25 年 12 月 11 日

農林水産大臣　林　　芳正

1　廃止の要求をした理由

計画策定時と比較して、当該地区を利用する漁船の減少、港内環境の改善等の漁業情勢、周辺環境等の変化があったことから、計画を再検討した結果、未整備である小型漁船係留施設、漁港浄化施設等について、現時点での整備の必要性が低下していることから、計画から減じ、本事業の廃止の要求をすることとした。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる小型漁船係留施設及びこれに関連した水域施設、輸送施設並びに漁港浄化施設以外の施設は工事が完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

係留施設の改良により、漁業就業者の労働環境が改善するとともに、漁場施設の整備により、生産量の増加効果等が得られており、所期の機能を発揮している。

4　廃止したことによる影響に関する事項

漁業情勢の変化、周辺環境の変化等から必要性が低下している施設を計画から減じ、その他の施設については工事が完了しているため、廃止したことによる影響はない。

5　今後の課題と対応に関する事項

整備した施設については、漁港管理者において長期的な視野に基づく戦略的な維持管理に取り組むことが重要である。

浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の要求の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第８項の規定に基づき、島根県知事に対し浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止を要求したので、同法第19条の３第10項の規定に基づき、公表する。

平成 25 年 12 月 11 日

農林水産大臣　林　　芳正

1　廃止の要求をした理由

当該地区を利用する一部の官庁船が廃船になったことを受け、計画を再検討した結果、未整備である官庁船の利用のために計画していた係留施設について、現時点での整備の必要性が低下していることから、計画から減じることとし、本事業の廃止の要求をすることとした。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる係留施設以外の施設は工事が完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

外郭施設の整備により静穏度を確保し、係留施設、水域施設の整備により漁船等の係留場所を確保するとともに、輸送施設の整備により漁港施設利用者の利便性が向上し、漁港浄化施設の改良による港内水質が保全されるなど、所期の機能を発揮している。

4　廃止したことによる影響に関する事項

情勢の変化から必要性が低下している施設を計画から減じ、その他の施設については工事が完了しているため、廃止したことによる影響はない。

5　今後の課題と対応に関する事項

整備した施設については、漁港管理者において長期的な視野に基づく戦略的な維持管理に取り組むことが重要である。

公　告

諸　事　項

工場財団

千葉県千葉市美浜区新港２番地の１**日本タンクターミナル株式会社**の工場財団に千葉県千葉市美浜区新港２番地１日本タンクターミナル株式会社千葉油槽所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 12 月 11 日　　千葉地方法務局

愛媛県四国中央市三島紙屋町２番60号**大王製紙株式会社**の工場財団に可児市土田500番地大王製紙株式会社可児工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 12 月 11 日

岐阜地方法務局美濃加茂支局

富山県富山市草島15番１**第一薬品工業株式会社**の工場財団に富山県富山市草島15番１第一薬品工業株式会社富山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 12 月 11 日　　富山地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第５７８号

埼玉県越谷市北越谷１丁目16番６号
申立人　川島　　昇
本籍埼玉県越谷市七左町７丁目101番地４、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日平成25年５月31日、出生の場所埼玉県越谷市、出生年月日昭和42年５月23日、職業不詳
被相続人　亡　川島　　篤
事務所埼玉県越谷市南越谷４－２－２　エクレシア法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　芳之
さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２５年（家）第１６２９号

東京都港区新橋５丁目22番10号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍千葉県八街市八街に449番地151、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所千葉県八街市、死亡年月日平成25年３月９日、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日昭和38年12月14日、職業不詳
被相続人　亡　但木　幸浩
事務所千葉県成田市囲護台１丁目４番３号　フィールドホーム第４ビル４階村田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村田由里子
千葉家庭裁判所佐倉支部